

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.2
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 小島国際法律事務所
弁護士 豊島 真、弁護士 本田 昂平
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区五番町 2 - 7 五番町片岡ビル4階
【報告義務発生日】 2025年2月20日
【提出日】 2025年2月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 保有する株券等の内訳の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヘリオス
証券コード	4593
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（香港株式有限責任会社）
氏名又は名称	アトス・キャピタル・リミテッド（Athos Capital Limited）
住所又は本店所在地	香港 コーズウェイ・ベイマテソン通り1、タイムズスクエア、タワーツ-31階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2011年10月25日
代表者氏名	フリードリッヒ・シュルテヒレン（Fredrich Schulte-Hillen）
代表者役職	ディレクター（Director）
事業内容	ファンドの管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区五番町2-7五番町片岡ビル4階 小島国際法律事務所 弁護士 本田昂平
電話番号	03-3222-1401

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			20,767,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 15,453,300
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 36,221,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		36,221,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		15,453,300

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年2月20日現在)	V	99,644,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		31.47
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		31.47

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年2月13日	株式	6,500,000	5.65	市場外	取得	240
2025年2月13日	新株予約権	3,250,000	2.82	市場外	取得	3
2025年2月20日	新株予約権	1,300,000	1.13	市場外	処分	新株予約権の行使
2025年2月20日	株式	1,300,000	1.13	市場外	取得	180(新株予約権の行使による取得)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

第三者割当による取得であり、発行者は、2025年1月27日から180日間、割当先の同意なく株式の発行を行わない旨の契約を締結している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	3,684,602
上記(Y)の内訳	ファンドの資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,684,602

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地